

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|          |   |            |
|----------|---|------------|
| No       | 21  | 府省庁名 厚生労働省 |
| 対象税目     | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （住民税（利子割）、都市計画税、特別土地保有税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、地方消費税）  |            |
| 要望項目名    | 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置  |            |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>           厚生労働省所管の独立行政法人（独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構を除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 独立行政法人国立健康・栄養研究所</li> <li>(2) 独立行政法人医薬基盤研究所</li> <li>(3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構</li> <li>(4) 独立行政法人国立病院機構</li> <li>(5) 独立行政法人国立がん研究センター</li> <li>(6) 独立行政法人国立循環器病研究センター</li> <li>(7) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</li> <li>(8) 独立行政法人国立国際医療研究センター</li> <li>(9) 独立行政法人国立成育医療研究センター</li> <li>(10) 独立行政法人国立長寿医療研究センター</li> <li>(11) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所</li> <li>(12) 独立行政法人労働者健康福祉機構</li> <li>(13) 独立行政法人勤労者退職金共済機構</li> <li>(14) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</li> <li>(15) 独立行政法人福祉医療機構</li> <li>(16) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</li> <li>(17) 年金積立金管理運用独立行政法人</li> <li>(18) 独立行政法人労働政策研究・研修機構</li> </ol> <p>・ 特例措置の内容<br/>           独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずることを要望する。</p> |            |
| 関係条文     | <p>地方税法第25条第1項第1号、第25条第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第72条の5第1項第1号、第73条の3第1項、第73条の4第1項第6号、第13号、第17号、第115条第1項、第146条第1項、第296条第1項第1号、第296条第2項、第314条の7第1項第3号、第348条第2項第9の2号、第11の2号、第16号、第19号、第42号、第348条第6項、第443条第1項、第586条第1項、第586条第2項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第702条の2第2項、独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人医薬基盤研究所法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、独立行政法人国立病院機構法、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法、独立行政法人労働者健康福祉機構法、中小企業退職金共済法、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法、独立行政法人福祉医療機構法、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法、年金積立金管理運用独立行政法人法、独立行政法人労働政策研究・研修機構法</p>  |            |
| 減収見込額    | <p>[初年度] ( — ) [平年度] ( — )<br/>           [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>   |            |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>要望理由</p>        | <p>(1) 政策目的<br/> 第3回行政改革推進会議（平成25年6月5日）にて行われた中間的整理において、独立行政法人について組織見直しなど、引き続き検討して改革に取り組むこととされていることを踏まえ、所管する各独立行政法人を見直すことにより、業務の効率化・合理化を進め、国民生活の向上等に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/> 第3回行政改革推進会議（平成25年6月5日）にて行われた中間的整理において、独立行政法人について組織見直しなど、引き続き検討して改革に取り組むこととされていることを踏まえ、改革の実施後においても必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>なし</p>  |

|     |                   |  |
|-----|-------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>(1)独立行政法人国立健康・栄養研究所<br/> 基本目標Ⅹ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること<br/> 施策大目標Ⅹ-2 研究を支援する体制を整備すること<br/> 施策目標2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること</p> <p>(2)独立行政法人医薬基盤研究所<br/> 基本目標Ⅹ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること<br/> 施策大目標Ⅹ-2 研究を支援する体制を整備すること<br/> 施策目標2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること</p> <p>(3)独立行政法人医薬品医療機器総合機構<br/> 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること<br/> 施策大目標Ⅰ-6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること<br/> 施策目標6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること<br/> 施策目標6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること<br/> 施策目標6-3 医薬品の適正使用を推進すること</p> <p>(4)独立行政法人国立病院機構<br/> (5)独立行政法人国立がん研究センター<br/> (6)独立行政法人国立循環器病研究センター<br/> (7)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター<br/> (8)独立行政法人国立国際医療研究センター<br/> (9)独立行政法人国立成育医療研究センター<br/> (10)独立行政法人国立長寿医療研究センター<br/> 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること<br/> 施策大目標Ⅰ-4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること<br/> 施策目標4-1 政策医療を向上・均てん化させること</p> <p>(11)独立行政法人労働安全衛生総合研究所<br/> 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること<br/> 施策大目標Ⅲ-2 安全・安心な職場づくりを推進すること<br/> 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p> <p>(12)独立行政法人労働者健康福祉機構<br/> 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること<br/> 施策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること<br/> 施策目標3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p> <p>(13)独立行政法人勤労者退職金共済機構<br/> 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること<br/> 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図ること<br/> 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>(14)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構<br/> 基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること<br/> 施策大目標Ⅳ-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること<br/> 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること<br/> 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること<br/> 施策大目標Ⅴ-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること<br/> 施策目標1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>(15)独立行政法人福祉医療機構<br/> 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること<br/> 施策大目標Ⅰ-1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること<br/> 施策目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> |
|-----|-------------------|--|

政策体系における政策目的の位置付け

- 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
- 施策目標2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
- 基本目標VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 施策大目標VII-4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
- 施策目標4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
- 基本目標VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標VIII-1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策目標1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標IX-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
- (16) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 基本目標VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標VIII-1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策目標1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- (17) 年金積立金管理運用独立行政法人
- 基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
- 施策目標1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
- (18) 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 基本目標III ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標III-4 勤労者生活の充実を図ること
- 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
- 施策大目標III-6 安定した労使関係等の形成を促進すること
- 施策目標6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
- 施策大目標III-7 個別労働紛争の解決の促進を図ること
- 施策目標7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること
- 基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標IV-1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
- 施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
- 施策大目標IV-2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
- 施策目標2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
- 施策大目標IV-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策大目標IV-4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
- 施策目標4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
- 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
- 施策目標1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
|     | 政策の達成目標                | 第3回行政改革推進会議（平成25年6月5日）にて行われた中間的整理において、独立行政法人について組織見直しなど、引き続き検討して改革に取り組むこととされていることを踏まえ、所管する各独立行政法人を見直すことにより、業務の効率化・合理化を進め、国民生活の向上等に寄与する。   |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | —   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | —   |
|     | 政策目標の達成状況              | —   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | —   |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | —   |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | 国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている措置と同等の措置を要望。   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | (1) 運営費交付金<br>(2) 運営費交付金、補助金等<br>(3) 運営費交付金、補助金等<br>(4) 運営費交付金、補助金等<br>(5) 運営費交付金、補助金等<br>(6) 運営費交付金<br>(7) 運営費交付金、補助金等<br>(8) 運営費交付金、補助金等<br>(9) 運営費交付金、補助金等<br>(10) 運営費交付金、補助金等<br>(11) 運営費交付金、補助金等<br>(12) 運営費交付金、補助金等<br>(13) 運営費交付金、補助金等<br>(14) 運営費交付金、補助金等<br>(15) 運営費交付金、補助金等<br>(16) 運営費交付金、補助金等<br>(17) —<br>(18) 運営費交付金、補助金等 |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | 現時点では、具体的に検討していない   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 第3回行政改革推進会議（平成25年6月5日）にて行われた中間的整理において、独立行政法人について組織見直しなど、引き続き検討して改革に取り組むこととされていることを踏まえ、改革の実施後においても必要な事務が行われるよう、従来と同様の税制上の所要の措置を講ずることが必要である。  |
|     | ページ                    | 21—5  |

|  |    |
|--|----|
| 税負担軽減措置等の適用実績                          | —  |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | —  |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）            | —  |
| 前回要望時の達成目標                             | —  |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | —  |
| これまでの要望経緯                              | なし |